

NO	関係する 条例番号	意見等	意見反映状況
1	—	・基本的には条例の制定に賛成である。他に同趣旨の意見6件	—
2	—	・条例の名称について「新潟県口腔保健推進条例(あるいは新潟県歯と口腔の保健を推進するための条例)」「お口はつつ条例」	一般的に、「歯科保健」の方が「口腔」よりも理解されやすいものと思われること。また、条例の重みを表す必要があるため、案のとおりとします。
4	—	・パブコメ周知が不十分なため、議会に条例提案する前に、県民や市町村代表、学識経験者等と検討会を設けてはどうか。	パブコメによる県民からの意見聴取の他、県内各種団体、市町村長、市町村議長へ案内を行うとともに、素案を作成するに当たり、県歯科医師会及び学識経験者との協議や市長会及び町村会代表から意見を伺っています。
5	—	・関係者の意見を反映させるため、「歯科保健推進協議会(仮称)」の設置等、具体的に示してはどうか。	具体的な協議会等の設置は、条例ではなく、要綱等で別途定めることとしています。
6	—	・「なぜ今頃、法・条例が必要なのか」という基本理念を明確にする必要がある。	ご意見の内容は条文に明記していませんが、基本的な理念は別途明確にしています。
7	—	・相変わらずむし歯や歯周病が中心だが、咀嚼や咬合の異常等、もっと根底が揺らいでいる。県民みんなで口腔保健を推進しなければ、とんでもないことになるといった、高邁な理念が条文に必要ではないか。	咀嚼の異常等を条例上明示はしていませんが、疾病予防に限らず、口腔領域の発達や機能の面も含めた、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを総合的に推進することを目的としています。
8	—	・現法律では、各種学校、予備校等に通う生徒は、学校健診、成人健診のどちらにも該当しない。県民全てが同じようなサービスを受けられるようにお願いしたい。できれば、法の整備を図ってほしい。	法の整備は国の役割ですが、ご指摘の問題については、今後対応すべき課題と考えています。
9	—	・条文中の「市町村」には、新潟市が含まれていると考えてよいか。新潟市民も県民なので、県内市町村への対応にあまり差がでないようにしてほしい。	条文中の市町村には、新潟市も含まれています。今後も新潟市と十分に連携しながら、新潟市を含めた県全体の歯科保健を推進したいと考えています。
10	—	・議会での審議に際しては、県民の意見陳述を参考人として議会の場で保障されることを要望する。	議会規則に従い、処理されます。

NO	関係する 条例番号	意見等	意見反映状況
11	1	・むし菌が減少した今日、歯科疾患の予防と口腔機能の保持増進に力を注ぐ条例としてほしい。	第1条で、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進すると規定しています。また第2条では、歯・口腔疾患の予防や口腔機能に問題のある要介護者等へ保健・医療を推進するための環境整備を基本理念としています。
12	1	・第一条から「糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする」を削除してはどうか。歯科の位置づけをかえって低くしてしまう。	条文で、歯科と生活習慣病との関わりを具体的に示すことにより、口腔領域のみならず、全身の健康に寄与することを強調できると考え規定しました。
13	1	・第1条に「歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策・・・」とあるが、ハッキリと「メタボリックシンドローム」の文言も記載してはどうか。	重複する内容の記述となるため、案のとおりとします。
14	1	・第1条の「格差の解消」は、何に対しての格差なのか不明	県民の間の健康格差を示しています。地域の取組の違いに起因する格差を是正したいと考えています。
15	1	第1条「他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の」を削除	条例の目的として重要な部分であり、案のとおりとします。
16	2	・「障害」の表記を「障がい」へ改めることを検討してほしい。 他に同趣旨の意見 1件	県全体で共通認識が得られていないため変更しないこととします。
17	2	第2条に下線を追加「県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるようインフォームドコンセントが尊重され」	県民が必要とする口腔保健サービスと医療が受けられるとの趣旨が規定されており、インフォームドコンセントも当然含まれています。
18	2～4	・第2条～4条は、「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針(厚労省通知)」を参考にしてはどうか。	条例の構成として、第2条～4条は総則的事項を規定しているため、具体的記述はしていません。
19	5	・医療保険者に対する歯科保健事業について、もう少し努力義務を明記した方がよい。	第5条の保健医療福祉関係者等の責務に含まれると考えています。なお、第5条では、総則的事項を規定しているため、具体的な記述はしていません。
20	5	・歯科医師の役割が不明確。歯科医師会や関連機関との連携について記述が必要ではないか。	第5条の保健医療福祉関係者等の責務に含まれると考えています。なお、第5条では、総則的事項を規定しているため、具体的な記述はしていません。
21	5	第5条の目出しの「責務」を「努力事項」に変更する	教育関係者等が担う役割の重要性から、責務が適当と考えます。
22	5	第5条から下線を削除「歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう(に)努めるものとする」	関係者が相互に力をあわせて歯科保健対策を進めるべき責務を明示するため、案のとおりとします。
23	5	第5条に下線を追加「保健医療福祉関係者等は、関係書法令に依拠し、「教育関係者等は、学校等の特殊性に配慮し幼児、児童及び生徒の自立的健康づくりに資するものとする。」	規定せずとも当然のことと考えます。
24	5	・高等学校以降の対策が不十分であり、民間企業でも歯科的健康問題が重要視されていない。ぜひ企業の役割について考えていただきたい。	民間企業の役割は、第5条の保健医療福祉関係者等の責務に含まれると考えています。なお、第5条では、総則的事項を規定しているため、具体的な記述はしていません。高校生以降の対策は今後の課題と考えています。
25	6	第6条に次の1項を追加「県民は、歯・口腔の健康づくりに関する公平な情報を提供される権利を有する。」	ここでは県民の役割を規定しているため、案のとおりとします。なお、条例に規定せずとも知る権利として当然のことと考えます。

NO	関係する 条例番号	意見等	意見反映状況
26	7~9	・条例が機能するよう、財政面や人材面等の手当をお願いしたい。	第7条に県の財政上の措置、また第9条に、県は市町村に対して必要な支援を行うことを規定しています。
27	8	第8条第5項に下線部を追加「知事は、県歯科保健計画を定めたとき及び評価結果については、・・・公表しなければならない。」	計画の公表について規定したものであり、案のとおりとします。評価結果は別途公表します。
28	9	第9条第3項に下線部を追加「市町村に対して必要な支援を行うことができるものとする。」	県の責務を明確にするため、案のとおりとします。
29	9	・「市町村長は・・・基本的な計画を定めることができる」では、やらなくてもよいという状況になりかねないので、「定めなければいけない」に変更できないか。	県と市町村は地方自治体として対等の関係にあることから、県条例により、個別具体的な事務を市町村に義務づけることは適当でないと考えます。
30	10	・歯科医師会の推進するフッ素予防のEBM(科学的根拠に基づく医療)がごとく崩れている。フッ素予防を推進する地元歯科医師会に反フッ素情報を送っても、ことごとく隠匿・握りつぶされる。貴県歯科医師連盟にももう少し謙虚な行動を望む。	フッ化物利用は、学術的にすでに安全性、有効性が確立されており、WHO(世界保健機関)をはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しています。
31	10	・フッ素洗口の安全性の根拠そのものに疑義があり、集団フッ素洗口には賛否両論がある。 ・集団フッ素洗口を主体とした県のむし歯予防施策は、教育予算・時間が多量に必要な効率の悪い税金の使い方である。 ・フッ素は、環境汚染物質であり化学薬品である。 ・集団フッ素洗口には法的問題がある。 ・本県では、WHO(世界保健機関)、ADA(アメリカ歯科医師会)勧告が無視されて、フッ素洗口が継続実施されている。 ・本県は、国、厚労省、文科省のフッ素に対する姿勢と大きく食い違う。	フッ化物利用は、学術的にすでに安全性、有効性が確立されており、WHOをはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しています。
32	10	第10条第2項の下線部「市町村長、市町村教育委員会及び関係者が行うフッ化物応用等のむし歯予防対策の効果的な実施の推進に関すること。」を削除し、「は、フッ化物応用のむし歯の予防対策実施にともなう歯フッ素症について定期的疫学調査のモニタリングを行う。」を挿入する。	むし歯予防対策の一環としてフッ化物応用を例示しているものであり、あくまで総合的な取組が重要と考えています。なお、正しい方法で行われるフッ化物利用では、理論的に歯フッ素症は発症せず、また、これまでに発症の報告もなく、調査を行う必要はないと考えています。
33	10	第10条第2項に下線部を追加「その設置する保健所等による広域的な又は専門的見地からのリスクを含む情報の提供、助言等を行うものとする。」	等の内容が不明のため、案のとおりとします。また、情報の中には当然リスク情報が含まれます。
34	11	・第11条第2項(実態調査)において、むし歯の罹患状況等のほかに、歯肉炎の状況も追加した方がよい。	ご意見の通り追加します。
35	11	第11条第2項に下線部を追加「幼児、児童及び生徒の歯周疾患及びむし歯の罹患状況や歯フッ素症の調査等について、毎年調査を実施するものとする。」	ご意見を踏まえ、「歯肉炎」を追加します。歯フッ素症については前述のとおりです。
36	11	・あまり具体的なものは入れない方がよい。例えば11条の「5年ごと」と具体的な個別施策などの表現はカットしてはどうか。	県の独自性を出すとともに、実効性ある条例とするため、可能な範囲で具体的な記述としました。